

# 森林整備加速化・林業飛躍事業 実 施 要 領

## 森林整備加速化・林業飛躍事業実施要領

森林整備加速化・林業飛躍事業の実施については、森林整備加速化・林業再生事業実施要綱（平成21年5月29日付け林整計第83号農林水産事務次官通知）、徳島県補助金交付規則（昭和58年規則第53号。以下「規則」という。）及び徳島県林業関係事業補助金交付要綱（昭和59年3月31日付け林政第214号。以下「要綱」という。）に定めるほか、この実施要領に定めるところによる。

### 第1 趣旨

間伐等の森林整備の加速化及び間伐材等の森林資源を活用した林業飛躍を図るため、間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化、公共施設等での地域材利用の促進等の事業を実施し、林業・木材産業等の地域産業の再生に資することとする。

### 第2 事業種目及び内容

この事業の事業種目は、次のとおりとし、事業実施主体は別に定める実施基準による。

- 1 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等
  - (1) 地域協議会の設立・運営
  - (2) 国産材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成、その他事業実施のための調査
  - (3) 間伐・路網整備等の計画の調整及び事業実施に向けた関係者の同意取付等の調整
  - (4) 国産材の安定的・効率的な供給体制の整備に必要な調査・普及・研修等の取組
  - (5) その他事業実施に必要な事業
- 2 林内路網整備
  - (1) 林業専用道整備
    - ① 林業専用道整備
    - ② 関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意取付等）
  - (2) 森林作業道整備
    - ① 森林作業道整備
    - ② 関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意取付等）
- 3 森林境界の明確化
  - (1) 境界明確化に向けた事前調査
  - (2) 境界明確化現地調査
  - (3) 間伐等の実施に向けた成果の整理
- 4 高性能林業機械等の導入
  - (1) 高性能林業機械等導入
  - (2) 車両系木材伐出機械危険防止設備整備

- 5 木材加工流通施設等整備
  - (1) スtockポイント整備
  - (2) 間伐材等加工流通施設整備
    - ①木材処理加工施設整備
    - ②木材集出荷販売施設整備
    - ③森林バイオマス等再利用促進施設整備
- 6 木造公共施設等整備
  - (1) 木造公共施設等整備
  - (2) 都市木造公共施設整備
- 7 木質バイオマス利用施設等整備
  - (1) 木質バイオマス加工流通等整備
    - ①未利用間伐材等活用機材整備
    - ②木質バイオマス供給施設整備
  - (2) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備
- 8 C L T等新製品・新技術の実証・展示加速化対策

### 第3 補助金の交付の条件

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。

また、処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあった場合には、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

ただし、補助事業を行うにあたり、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載されている場合は、知事の承認を受けたものとする。
- 2 補助事業者は、補助事業により設置した別記に掲げる施設等が、当該施設等の転用制限基準に該当することとなる場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。また、知事の承認を得て、当該施設等を転用又は用途変更した場合は、当該転用に係る施設等につき交付を受けた補助金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならない。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には、知事に協議することができるものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合には、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならない。
- 4 補助事業者は、この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しな

い場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

5 森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用について（平成21年5月29日林整計第87号林野庁長官通知）第5施設整備等の一般的基準の10（1）の都道府県知事が必要と認める場合は次のとおりとする。

ア 既存施設が災害により被災し、事業等の継続が困難となった場合は、その生産の規模又は能力が同等または増大すると見込まれる時には補助の対象とすることができるものとする。

イ この場合、国庫補助事業により導入した施設の入替えにあたっては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準（平成20年5月23日20経第385号）第7条の2の規定による補助関係の終了の確認が行われているものに限る。

#### 第4 交付決定前の着手

交付対象事業の着手（装置等の発注を含む。）は、原則として県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業主体は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、様式1により徳島県知事に提出することとする。

#### 第5 達成状況の調査

事業実施主体は、目標年度までの各年度の事業計画における目標の達成状況の報告を事業完了年度の翌年から毎年9月末日までに、様式2により徳島県知事に報告することとする。

また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支をともなう施設」という。）に係る収支実績については、実施年度から起算して3年間収支の実績を毎年9月末日までに、様式3により徳島県知事に報告することとする。

#### 第6 事前及び事後評価

##### 1 事前調査

施設整備等に係る事業実施主体は、事業実施に係る交付決定を行うまでの段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を徳島県知事に報告するものとする。

##### 2 事後評価

施設整備等に係る事業実施主体は、事業計画に定める目標年度において、費用対効果分析による事業効果の測定を徳島県知事に報告するものとする。

#### 第7 その他

この事業の実施にあたっては、当該実施要領に定めるほか、別に定める実施基準等によるものとする。

## 附則

この実施要領は、平成21年6月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

この実施要領は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

この実施要領は、平成23年1月4日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

この実施要領は、平成23年5月2日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

この実施要領は、平成24年4月2日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

この実施要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

この実施要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

この実施要領は、平成27年2月12日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

この実施要領は、平成27年4月9日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

この実施要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

別記

施設等	転用制限基準	補助金の返還範囲
林業専用道（規格相当）  森林作業道	補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該林業専用道（規格相当）及び森林作業道について、その全部又は一部が転用若しくは用途変更され、又は補助目的を達成することが困難になったとき	全部又は一部
貯木場 （附帯道路、増設・舗装を含む） スtockポイント 駐車場 （附帯道路を含む） 空輸作業基地 作業ポイント その他土地整備 （大蔵省令に定めるものを除く）	補助金交付年度の翌年度から起算して8年以内に施設等の全部又は一部が目的以外に転用され残存施設等では所期の目的を達成することが困難になったとき	全部又は一部

様式1

番 号  
年 月 日

徳島県知事 殿

住所  
代表者名 印

平成 年度森林整備加速化・林業飛躍事業交付決定前着手届

森林整備加速化・林業飛躍事業実施要領の第4の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. メニュー名
2. 事業費(予定)
3. 事業主体
4. 着手予定年月日
5. 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 補助金の交付がないときは、事業費の全額を事業主体で負担すること。
2. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合は、これらの損失は事業主体が負担すること。
3. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
4. 当該施策については、着工から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。